

直接話さないことが大事 特殊詐欺に注意してください

問合せ 危機管理課 交通・防犯担当 内線284

特殊詐欺被害の9割以上が、「固定電話にかかってきた犯人からの電話に出たこと」がきっかけとなっています。犯行電話に出してしまうと、だれかが騙されてしまう可能性があることから、被害を防ぐためには、「電話に出ないこと」が重要です。

留守番電話機能の活用

固定電話は留守番電話機能を活用し、あわてず、相手を確認してから話をしましょう。**犯人と話をしないことが重要です。**



町職員等を語る詐欺に注意

町職員が、還付金などの手続きでATMの操作をお願いすることは絶対にありません。もしこのような電話がかかってきましたら、一旦電話を切り、まず町役場の代表電話(33-1111)にかけて、担当部署に確認してください。



家族の絆で被害を防止

家族間の連絡頻度や信頼関係等が被害防止と密接に関係しています。家族間で合言葉などを決め、普段からこまめに連絡を取り合しましょう。また、日ごろから特殊詐欺に関する情報を家族で共有することも重要です。

ATMの1日の利用限度額を引き下げる

多額の振り込みをする場合は、窓口を通すため、職員の声かけが行われ、被害の防止を図ることができます。
※金融機関での手続きが必要です。

年金生活者支援給付金制度について

問合せ 年金生活者支援給付金専用ダイヤル
☎0570 (05) 4092 (ナビダイヤル)
※050から始まる電話の場合☎03 (5539) 2216

年金生活者支援給付金は、令和元年10月からの消費税引き上げ分を活用し、老齢基礎年金など公的年金等を含めても所得が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給される給付金です。

給付金には、高齢者への給付金、障がい者への給付金、遺族への給付金があり、いずれも月額5,310円(令和6年4月分～)が給付基準額^(※1)となります。

※1 給付基準額は、毎年、物価変動に応じて改定されます。



給付金の受け取りには
請求が必要です！

給付金の支給の手続きは？

現在年金生活者支援給付金を受給している方で、引き続き支給要件に該当する方は、お手続きは不要です。該当しなくなった方へは12月に不該当通知書が送付され、令和6年10月分(12月支払分)から支給されません。

令和6年4月1日現在老齢・障害・遺族基礎年金を受給していて、新たに支給対象者になった方は令和6年10月分(12月支払分)から支給対象です。**日本年金機構**から請求手続きの案内が**9月上旬より順次**届きますので、手続きの案内が届いたら**年金生活者支援給付金請求書(はがき)**に氏名等必要事項を記入し、**9月30日までに届くように投函**をしてください。

請求が遅れた場合でも、**12月31日までに**提出しないと遡って支給されませんので、ご注意ください。

空き家をお持ちの方へ ～支援制度を紹介します～

問合せ 危機管理課 交通・防犯担当 内線284

空き家を放置すると、老朽化が進んでしまうととも、景観の悪化・害虫の発生など、地域の防犯・生活環境に悪影響を及ぼすため、早めの対応が必要です。空き家に関する支援制度を紹介します。

空き家コーディネーター

県では、空き家相談の総合窓口を開設しています。専門的な知識や経験を持つ「空き家コーディネーター」が、ご相談内容に応じて、具体的な手法の提案や専門家の紹介、費用の試算、活用希望者とのマッチングなどを行います。ご相談は原則無料です。



空き家バンク

空き家の情報を所有者の方に登録していただき、買いたい(借りたい)方に紹介する制度です。町では、空き家の有効活用を積極的に進めるため、空き家バンクを設置しています。空き家の再生や利活用にご興味のある方は、ぜひご連絡ください。



空き家の持ち主応援隊

県は不動産団体との連携により、空き家の管理、売却、賃貸、解体などを気軽に相談、依頼できる「空き家の持ち主応援隊」を結成し、空き家対策を進めています。空き家の管理等にお困りの方はご相談ください！
町では以下の2事業者が登録されています。
(令和6年8月1日現在)
(有)晃伸☎(33) 5533
(有)山信ホーム☎(34) 2919



相続おしかけ講座

司法書士、行政書士による、適切な相続対策を周知・啓発する講座です。適切な相続が行われないことにより、空き家が放置されることを防ぎます。
対象 町内で開催される地域のサロン、サークル活動、集会等。
※概ね10人以上の参加者が見込める集会对象ですが、まずは気軽に **危機管理課 交通・防犯担当** にご相談ください。



地域支え合いサポーター養成講座の 受講者を募集します

問合せ 高齢介護課 地域ケア担当 内線319・330
FAX (33) 6484

地域支え合いサポーター養成講座とは、高齢者の暮らしをサポートするスキルを学ぶことができる講座です。定年退職や子育てのひと段落などで、以前よりも自分自身の時間が増えた方など、地域支え合いサポーターになってみませんか。ご参加お待ちしております。

日時 10月2日(水)・3日(木) 13時30分～16時50分(受付開始13時15分～)
※講義時間は、2日で5時間

場所 役場第1庁舎3階 会議室

対象 高齢者の生きがいづくりや支え合い活動に関心のある方 ※町内在住・在勤の方を優先

内容 杉戸町の介護保険、介護におけるコミュニケーション技術、我が「まち」の支え合い活動、認知症サポーター養成講座

申込 申込書(窓口または町ホームページで印刷可)を記入の上、窓口を持参または郵送・FAX

申込期限 9月18日(水) **定員** 20名程度(申込順) **参加費** 無料